

環境影響評価法の配慮書手続

1. 法律事項

- ① 配慮検討を行うべき対象事業は第一種事業（第二種事業はできる規定）
- ② 一または二以上の事業の実施が想定される区域における環境保全のために配慮すべき事項を検討（複数案の検討）
- ③ 配慮事項の項目、調査・予測・評価の手法は、主務大臣が定める（主務省令）
- ④ 配慮事項の検討結果について、配慮書を作成
- ⑤ 配慮書を主務大臣に送付・公表
- ⑥ 主務大臣・環境大臣は、必要に応じて、意見を述べる
- ⑦ 関係行政機関および一般の環境保全の見地からの意見を求めるよう努める（努力義務）

2. 基本的事項(環境省告示)

(1) 選定指針(複数案関係)

- ① 事業に係る位置・規模または建造物等の構造・配置に関する適切な複数案を設定することを基本とする
- ② 複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努める
- ③ 複数案には、現実的である限り、事業を実施しない案を含めるよう努める
- ④ 複数案を設定しない場合には、その理由を明らかにする

(2) 選定指針(調査・予測・評価の手法関係)

- ① 調査・予測・評価(調査等)は、複数案ごとに行う
- ② 配慮事項は、環境基本法で定める大気質、水質、土壌、動植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス等とする
- ③ 配慮事項、調査等の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受け、客観的かつ科学的な検討を行う
- ④ 配慮事項、調査等の手法を選定した理由を明らかにする
- ⑤ 調査は、原則として国、地方公共団体が有する既存の資料等により収集、整理する

(2) 選定指針(調査・予測・評価の手法関係)

- ⑥ 予測は、可能な限り定量的に把握することを基本とする
- ⑦ 評価は、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする
複数案が設定されていない場合には、環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避・低減されているか否かについて評価する

(3) 意見聴取指針

- ① 事業の実施が想定される区域を管轄する都道府県知事、市町村長（関係地方公共団体の長）および一般からの意見を求めることを基本とする
- ② 事業の計画の立案の複数の段階において、関係地方公共団体の長および一般の意見を求めるよう努める
- ③ 関係地方公共団体の長および一般からの意見を求める場合には、配慮書の案について意見を求めるように努める

まず、一般から意見を求め、次に関係地方公共団体の長の意見を求めるよう努める。一般からの意見の概要、事業者の見解をあらかじめ関係地方公共団体の長に送付するよう努める

(3)意見聴取指針

- ④ 一般から意見を求める場合には、その旨を、関係地方公共団体の広報誌、日刊新聞、インターネット等の方法で公表する
- ⑤ 配慮書案または配慮書の一般への公表は、書面による供覧およびインターネットの利用等適切な方法により、適切な期間を確保して実施する
- ⑥ 関係地方公共団体の長から意見を求める場合は、書面を送付し、適切な期間を確保して意見を求める
- ⑦ 関係地方公共団体の長および一般から意見を求めない場合は、その理由を明らかにする